

株主各位

2024年7月31日

東京都渋谷区桜丘町20番1号
渋谷インフォスター2階
ルーデン・ホールディングス株式会社
代表取締役社長 百田 哲史

臨時株主総会決議ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の当社臨時株主総会におきまして、下記のとおり決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

決議事項

第1号議案 株式併合の件

本件は、原案通り承認可決され、2024年8月20日を効力発生日として、当社普通株式50,000株を1株に併合することといたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案通り承認可決され、株式併合に伴い定款の一部を変更することといたしました。

以 上

株式併合及び単元株式数の変更について

当社は、本臨時株主総会において、2024年8月20日をもって、当社の普通株式50,000株を1株に併合すること及び単元株式数の定めを廃止することといたしました。

株主の皆様におかれましては、本株式併合及び単元株式数の廃止に伴い、特段のお手続は原則必要ございません。2024年12月を目処に、裁判所の許可を得たうえで当社より端数株式相当分の処分代金の受取方法等に関するご案内を差し上げますので、お待ちしておりますようお願い申し上げます。

1. 1株に満たない端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。当該売却について、当社は、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の合計数に相当する当社株式を当社自らに売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定通り得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2024年8月19日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に第三者評価機関からの株式価値算定書を参考に当社が実施した自己株式取得の額と同額である75円を乗じた金銭が、各株主の皆様へ交付する価格に設定予定です。

上記の端数株式処分代金のお支払いに関しては、当社より別途ご案内を差し上げますので、お待ちしておりますようお願い申し上げます。

2. 主なスケジュール

2024年8月20日 本株式併合の効力発生日
2024年12月（予定） 株主の皆様へ裁判所の許可を得たうえで端数株式相当分の処分代金の受取方法等に関するご案内を送付
2025年2月（予定） 端数株式相当分の処分代金の交付開始

以 上